

●静岡県からのお知らせ：土壤汚染対策法第4条第1項の届出

— 土地の掘削、盛土を伴う工事等を予定されている皆さまへ —

## 3,000m<sup>2</sup>以上(※)の土地を形質変更する場合には、届出が必要です。

※ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の敷地等にあっては、900m以上。



©静岡県

**Q1 土地の形質変更とは？**

**A1** 宅地造成、土地の掘削、土壤の採取、開墾、トンネル等の地下掘削、道路建設など、土地の形状や性質を盛土・切土によって変更することです。

**Q2 どういうときに届出が必要になるの？**

**A2** 土地の形質変更部分の合計面積が3,000m<sup>2</sup>以上の場合です。同一の敷地内でなくとも、事業計画や事業目的、行為の時間的近接性、実施主体等によって一連の土地形質変更行為となるものは届出が必要です。

ただし、次の①から⑤に該当する場合は、届出の必要はありません。

① 以下の3点全てに該当する場合

- ・土壤を区域外へ搬出しない。
- ・土壤の飛散や流出が伴わない。
- ・掘削部分の最も深い部分が50cm未満

② 農業を営むための通常行為であって土壤の敷地外への搬出がないもの

③ 林業の作業路網の整備であって土壤の敷地外への搬出がないもの

④ 鉱山関係の土地の形質変更

⑤ 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認に係る土地

⇒平成31年4月1日より、900m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更を行う場合、土壤汚染対策法第3条第7項に基づき別途届出が必要です。詳細については、お問合せください。

**Q3 届出義務者は？**

**A3** 土地の形質変更に関する計画の内容を決定する者です。一般的には、土地

を借りて開発行為を行う開発業者や、工事請負の発注者となります。

**Q4 届出するのはいつ？**

**A4** 土地の形質変更を行う30日前までに届け出なければなりません。

**Q5 届出に必要な書類は？**

**A5** 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第23条第1項に基づく様式第6と添付資料を、正本1部、副本1部提出してください。

届出書類の様式・記載例は、県ホームページ（下記）から入手可能です。

※静岡県生活環境課 「土壤汚染対策」のページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002637/1017882.html>

なお、土地の所有者等の全員の同意を得て、届出に先行して土壤汚染状況調査を実施し、本届出に併せて任意に調査結果を提出することも可能です（土壤汚染対策法第4条第2項）。

**Q6 届出先は？**

**A6** その土地の所在地を管轄する県健康福祉センターとなります。静岡市、浜松市、沼津市、富士市の場合には、その市の環境担当部署となります。

**Q7 届出をした後は？**

**A7** 届出された掘削する場所について、ガソリンスタンドや工場の設置履歴などから土壤汚染のおそれがある場合、県知事から調査項目と調査場所を示した土壤調査が命令されます。

**Q8 届出をしなかった場合には？**

**A8** 3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金となります。

**具体的な内容は下記にお問い合わせください。**

- ・東部健康福祉センター 生活環境課 TEL 055-920-2135  
沼津市高島本町1-3
- ・中部健康福祉センター 環境課 TEL 054-644-9268  
藤枝市瀬戸新屋362-1
- ・西部健康福祉センター 環境課 TEL 0538-37-2250  
磐田市見付3599-4
- ・静岡県庁 生活環境課 TEL 054-221-2258  
静岡市葵区追手町9番6号

（平成31年3月 静岡県西部健康福祉センター環境課 作成）